



厚生労働省栃木労働局 Press Release

平成 28 年 3 月 1 日

【照会先】

栃木労働局監督課

監督課長 西本 直哉

担当 五十嵐 理夫

(電話) 028 (634) 9115

(FAX) 028 (632) 6585

報道関係者 各位

「とちぎ公労使会議」の開催及び協働宣言について

栃木労働局長（局長 堀江雅和）は、栃木県をはじめとする地方公共団体や県内の主要な労使団体で構成する「とちぎ公労使会議」（別紙参照）を開催します。

本会議は、関係機関にお集まりいただき、栃木において、働きやすい職場を増やすことにより職場環境を改善することで、「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うことを目的としたものです。

なお、当日は、出席者による協働宣言を行う予定です。

日時 平成 28 年 3 月 14 日（月） 14:00～（13:00 開場）

会場 栃木県公館 大会議室

宇都宮市昭和 1 丁目 1-38

出席者 栃木県知事、栃木県市長会会長、栃木県町村会（会長代理出席予定）、
栃木県経営者協会会長、日本労働組合総連合会栃木県連合会会長、
栃木県商工会議所連合会会長、栃木県商工会連合会会長、
栃木県中小企業団体中央会（会長代理出席予定）、栃木労働局長

※取材を希望される方やお問い合わせは、以下の連絡先に必ずご連絡ください。

会場（栃木県庁）へ直接連絡はご迷惑となりますので、ご遠慮願います。

連絡先 栃木労働局監督課 028 (634) 9115 担当：西本・大貫

とちぎ公労使会議開催要綱

1 目的

我が国においては、人口急減、超高齢化という大きな課題があり、地方においてはそれが顕著な問題となっている。現在、政府が打ち出している「地方創生」においては、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。

地方創生には、「まち」の活性化が必要であり、そのためには「ひと」が必要とされる。さらに「ひと」が地方で定住するために、「しごと」がなければ地方創生はなしえない。

「しごと」とは、単に雇用の場の確保のみならず、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止等をはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、正社員転換・待遇改善の推進、職場における女性の活躍推進等を行い、「働きやすさ」の向上を持続的に目指し、魅力ある職場づくりを行うことである。

本会議は、栃木県内における「しごと」分野の関係者（労使団体、地方公共団体）の協力を得て構成員を参集し、関係者のさらなる意見交換、意思疎通、協力関係を構築する目的で対話を行うとともに、啓発活動等を通じて、栃木において、働きやすい職場を増やし、「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行う目的で会議を開催する。

2 構成メンバー

栃木労働局長（議長）
栃木県知事
栃木県市長会会長（宇都宮市長）
栃木県町村会会長（茂木町長）
栃木県経営者協会会長
日本労働組合総連合会栃木県連合会会長
栃木県商工会議所連合会会長
栃木県商工会連合会会長
栃木県中小企業団体中央会会長

3 会議の内容

以下の事項に関する協力について「協働宣言」を取りまとめる。

- (1) 長時間労働抑制対策、過重労働による健康障害防止、年次有給休暇取得促進、在宅勤務（テレワーク）推進等仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進に関すること。
- (2) 正社員転換・待遇改善の推進をはじめ、若者、高齢者、障害者の雇用の促進に関すること。

(3) 職場における女性の活躍推進

(4) (1) から (3) 以外の労働分野における新たな将来的な課題

4 会議の開催

本会議の開催のため、必要に応じて、臨時会議や準備会議を開催することとする。

5 庶務

本会議の庶務は、栃木労働局労働基準部監督課において処理する。